

区民税所得割額及び均等割額の見方について

私立幼稚園等保護者補助金の階層は、区市町村民税所得割額(下記A)及び均等割額(下記B)によって決定します。配偶者に所得がない方のうち、下記Cにマークがない方は、税務課で配偶者控除の修正申告をおこなってください。

ご家庭で税金を納めている方
(納税通知書が、6月頃に区市町村から発行されます。)

お問合せ番号	
氏名	

給与収入額	年収収入額		扶養該当		扶養障害者		本人該当													
	区分	前回通知	今回通知	配偶者	特	老	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
所得金額	区分			配偶者	特	老	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
	配偶者			配偶者	特	老	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
	特			特	特	老	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
	老			老	老	老	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
	特			特	特	老	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
所得控除	配偶者・扶養			配偶者	特	老	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
	配偶者特別			配偶者	特	老	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
	基礎控除			基礎控除																
合計			合計																	

税額控除の内訳	区民税	都民税
配偶者控除		
住宅ローン控除		
寄附金税額控除		
外国税額控除		
所得割調整額		

配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除
配当割額控除
株式等譲渡所得割額控除
控除合計額
所得額から控除した額
所得割額から控除した額
光当てした額
差引残額

※住宅ローン控除や寄附金控除の適用を受けている場合は、適用前の額が算定基準となります。

勤務先で税金がひかれている方
(特別徴収税額通知書が、6月頃に勤務先から配布されます。)

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定変更通知書(納税義務者用)

給与収入	主たる給与以外の合計	所得区分	所得金額
給与収入	主たる給与以外の合計	所得区分	所得金額
給与収入	主たる給与以外の合計	所得区分	所得金額

控除	配偶者・扶養	配偶者特別	基礎控除
控除	配偶者・扶養	配偶者特別	基礎控除
控除	配偶者・扶養	配偶者特別	基礎控除

区民税	所得割額	均等割額
都民税	所得割額	均等割額
特別徴収税額	所得割額	均等割額
控除不足額		
氏元当額		
既納付額		
変更前税額		
変更月		

受給者番号	氏名	指定番号
受給者番号	氏名	指定番号
住所	個人番号	

6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

※令和5年1月1日現在、区外にお住まいの方は、前住所地で課税されるため、本区で課税状況を確認することができません。そのため、上記A, B, Cについて漏れがないよう確認し、通知書の写しを提出してください。